

平成19年 第10回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年6月14日（木）午前10時02分

場 所：教育委員会室

平成19年6月14日

## 東京都教育委員会第10回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 報 告 事 項

- (1) 平成20年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱・同細目について
- (2) 平成20年度東京都立視覚障害・聴覚障害特別支援学校幼稚部及び特別支援学校高等部等の入学者募集要綱について
- (3) 進学指導特別推進校の指定について
- (4) 平成20年度東京都公立学校教員採用候補者選考の応募状況について
- (5) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について
- (6) 東京都教育委員会と教職大学院を設置する大学との連携について
- (7) 平成18年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について
- (8) 主幹の配置状況について（資料訂正）

委員長	木村 孟
委員	鳥海 巖
委員	米長 邦雄
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	中村 正彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中村 正彦
	次長	松田 二郎
	総務部長	志賀 敏和
	学務部長	新井 清博
	人事部長	松田 芳和
	福利厚生部長	秦 正博
	指導部長	岩佐 哲男
	生涯学習部長	三田村 みどり
	特別支援教育推進担当部長	荒屋 文人
	人事企画担当部長	直原 裕
	教育政策担当参事	石原 清志
	学校経営指導・都立高校改革推進担当参事	森口 純
（書記）	教育政策室政策担当課長	黒崎 一朗

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 時間でございますので、ただいまから平成19年第10回定例会を開会させていただきます。

取材・傍聴の関係でございますが、報道関係は都政新報1社、個人は4名からの傍聴の申し込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

### 会 議 録 署 名 人

【委員長】 まず、本日の会議録の署名人でございますが、鳥海委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### 前々回の会議録

【委員長】 会議録の件でございます。前々回4月26日の第8回定例会の会議録につきましては、前回お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第8回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

前回5月24日の第9回定例会の会議録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

## 報 告

(1) 平成20年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱・同細目について

【委員長】 それでは、議事に入ります。本日は報告事項のみでございます。

報告事項(1)平成20年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱・同細目について、説明を学務部長、よろしくお願いいたします。

【学務部長】 それでは、報告事項(1)につきまして、概要に基づいて御説明をさせていただきます。

来年度に向けての入学者決定でございますが、既存の4校に加え立川地区中高一貫6年制学校(国際中等教育学校)と、武蔵野地区中高一貫6年制学校を合わせまして6校で生徒募集を実施することになります。特に立川地区中高一貫6年制学校は国際中等教育学校ということから、海外帰国及び在京外国人生徒の入学者決定に関する実施要綱を新たに定めております。

まず海外帰国・在京外国人生徒以外についてでございますが、特別枠と一般枠について御説明をさせていただきます。出願の日程については、固定しております、例年と同じく1月20日と21日に郵送で受付をいたします。特別枠につきましては2月1日に検査実施、2月2日に発表、一般枠につきましては2月3日に検査をいたしまして、2月9日に発表という日程になっております。

募集人員につきましては、10月末の教育委員会で、平成20年度の都立高等学校第1学年生徒の募集人員と併せて報告する予定になっております。

応募資格等につきましては昨年度と同様、都内に保護者と同居又は在住の者ということでございます。

なお、出願に当たりましては、千代田区立九段中等教育学校を含めて1校に限り出願ができるということにしております。

また、特別枠を設定している学校につきましては、同一校に限りまして一般枠募集及び特別枠募集の両方に出願できるということにしております。

検査方法につきましては例年どおり、特別枠につきましては小学校長から出された報告書、面接、作文、実技を組み合わせを行い、一般枠につきましては、これに適性検査を加えて、組み合わせを実施するというごさいます。

続きまして、3ページにごさいます海外帰国・在京外国人生徒入学者決定に関する実施要綱を御覧いただきたいと思います。

出願につきましては、特別枠、一般枠と同じでごさいます、検査日は1月26日、合格発表は31日ということで、前倒しになっております。

こちらの募集人員につきましても、同じく10月末の教育委員会で報告の予定でごさいます。

応募資格でごさいます、日本国籍を有する帰国子女につきましては、保護者に伴って2年以上海外に在住し、なおかつ帰国後原則2年以内の者としております。また、日本国籍を有しない在京外国人につきましては、入国後、在日期间が入学日現在原則2年以内の者ということで条件を絞っております。

4の出願でごさいます、立川地区中高一貫6年制学校の海外帰国・在京外国人生徒募集を志願する者につきましては、千代田区立九段中等教育学校を含めまして他の都立中学校へは出願できません、立川地区中高一貫6年制学校の一般枠に出願することは可能ということにしております。

検査方法等につきましては、面接、作文、実技等の組み合わせで実施いたします。

その他につきましては、基本的には一般枠の要綱と同じになっております。

在京外国人の入学者決定につきましても、この要綱とともに、立川地区中高一貫6年制学校が8月末を目途に実施要項を定めまして、入学者決定に向けて取り組んでいくということで考えております。

説明は以上でごさいます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、何か御質問はごさいますか。

**【委員】** 以前、都立国際高等学校を見学させていただきました。そのときに英語のクラスが幾つかに分かれていて、帰国子女などの多い上級のグループだったと思いますが、ある国の首相の息子さんが来ておられたと思います。

疑問は二つあって、一つは、外国から日本の高校に留学したいという人は入れるのか入れないのかということです。このルールだけでいけば入れませんね。その場合、先ほどのケースはどういうことだったのかというのが一つ。

二つ目は、都立国際高等学校を見たときですが、たしか2割ぐらいしか男性がいなかったと思います。そのクラスは、女性ばかりの中にぽつんと一人、男性の留学生が来ているということで、差別をすることはいけないのですが、何か工夫はできないのかということ、この二つが私の疑問とコメントです。

**【学務部長】** 基本的に留学生の受入れは外国人生徒の入学とは別扱いになります。国際高等学校のケースは短期留学で来ている場合でございます。そういう形で受け入れていくことはこの学校でも可能であると思います。

ただ、立川地区中高一貫6年制学校は基本的に中学段階から生徒を受け入れることになりますので、外国人生徒の入学については高校段階から空きがなければ厳しいという状況にはなると思っております。

**【委員】** 今、大学は短期留学が10万人あるいはそれ以上というように、結構外国からの留学生を受け入れていますね。

**【委員長】** 最近は、短期留学が増えています。

**【委員】** これからますます少子化が進むときに、外国から日本に高校の時代にも勉強に来たいという人に対する一般的なルールというのはあるのですか。

**【学務部長】** 都立国際高等学校等で受け入れるのが基本でございますが、将来的に、例えば都立大島海洋国際高校で留学生を受け入れようなど、いろいろ検討している最中でございます。

**【委員長】** 留学生は言葉の問題がありますから、日本語で授業を行う学校で受け入れるのはなかなか難しい。そういう点では、国際中等教育学校をつくれば、そこで柔軟に留学生を受入れられるので、我が国の国際化の推進のためには極めて有効だと思います。私の友人に、日本に来たいというカップルが2組いたのですが、子供を唯一短期に入れられるのが某私立の中学校、小学校だけで、しかもものすごく学費が高い。結局、そんなに高い授業料は払えないということでやめてしまいました。公立学校で受け入れてくれれば、影響力のある人たちですから、日本の社会にも大きな影響

を与えただろうにと、非常に残念です。

【委員】 私もそう思います。日本人が外国で、例えばアメリカなどですと、英語があまりしゃべれない人についても随分特別の教育を施してくれています。そういうものを東京が国際都市としてやるのであれば、そうした点からも考えていった方がいいのではないかと思います。

【委員長】 一歩前進ではあると思います。在京の外国人も対象にしたということに対しては高く評価しますが、今後もっといろいろなことを考えていただければと思います。

【学務部長】 今、小・中学校に日本語学級が設置されておりまして、小・中学生の段階で外国から来た方については対応しております。また、外国語が話せるボランティアなど、いろいろな方たちが支援をして、受入れを進めているところでございます。

【教育長】 特に高等学校で、中堅校の位置付けをどのようにしていくか。その場合に、先ほどの都立大島国際海洋高校のほか、現在災害に関する学科というのはないのですが、日本は災害が多いですから、将来、都立高校でそういう学科も設けた方がいいのではないかと個人的にはそう思っています。そうすると、日本人だけでなく、同じような地勢的なところの東南アジア、地震がありますし、火山もありますし、漁業で暮らす人も多いという中で、主として東南アジアの留学生にどのように対応していくのか。片方で高校経営ということになると、都民税ですから、税の使い道としてどこまでそれが許されるのか、悩ましい問題があるのですが、内々で私ども検討させていただいております。

【委員】 是非お願いします。たしか兵庫県は、貝原前知事が災害の研究センターをつくってやっておられますね。非常に評判がいいとも聞いています。

【教育長】 学校も作りました。ただ、出口の就職段階で、最初は消防署員などへの受入れがありよいのですが、その後、引き続き受入れ先を確保していくことがなかなか難しいのです。

【委員長】 是非今後とも積極的に御検討をお願いいたしたいと思います。この件につきましては、報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 平成20年度東京都立視覚障害・聴覚障害特別支援学校幼稚部及び特別支援学校高等部等の入学者募集要綱について

【委員長】 報告事項(2)平成20年度東京都立視覚障害・聴覚障害特別支援学校幼稚部及び特別支援学校高等部等の入学者募集要綱について、説明を同じく学務部長、よろしくお願いいたします。

【学務部長】 報告資料(2)概要により御説明をさせていただきます。

まず最初に、幼稚部の入学者決定につきましては、視覚障害及び聴覚障害特別支援学校のみでございますが、基本的には昨年度と同様でございます。日程につきましては前回の教育委員会で御説明をしたとおりでございます。

続きまして、高等部の募集要綱でございますが、応募資格につきましては、各障害種別に応じた障害があるということ、中学校の卒業見込み等、それぞれの学科における必要な教育歴を有すること、三つ目に保護者とともに都内に住所を有して入学後引き続き都内から通学するという内容等を条件としております。

資料の2枚目には、主な日程及び入学相談の方法等について説明をさせていただきます。内容は昨年度と基本的には変わっておりません。障害種別や学科に応じて面接、健康診断、学力調査等を実施するという内容になっております。

基本的に特別支援学校につきましては、募集定員というものは設けておりません。入学希望者は原則としてすべて受け入れることになっておりますが、知的障害特別支援学校高等部の職業学科及び職業コースにつきましては、受入れ体制の問題がございますので、要綱上は示しませんが、学校で入学許可予定者ということで数を示すこととしております。これにつきましては、今後、学校の入学相談の中で数を示しますが、都立永福学園養護学校は100名、都立南大沢学園養護学校職業学科が20名、都立足立養護学校普通科職業コースが16名でございます。ちなみに昨年度は、志望者が都立永福学園養護学校は328名、都立南大沢学園養護学校が57名、都立足立養護学校が36名で、志望者数が入学許可予定者数の2倍から3倍以上で、実質上、ここについては選抜という形になってしまいます。

今年度の主な改正点でございます。まず募集要綱で一番大きい点は、重複して出願することを防止する改正を行ったということでございます。募集要綱の14ページを御覧ください。これは特別支援学校の普通科のところでございますが、2、出願の部分において、「(3) 知的障害特別支援学校高等部職業学科又は普通科職業コースの入学許可予定者となり、入学確約書を提出した者は、出願することはできない。」と定めております。また、複数の職業学科に出願することもできません。19ページの2、出願の(1)において定めております。これは、昨年度開校した都立永福学園養護学校が、先ほどお話ししましたように倍率が高く、都民の期待も高いということで、複数に出願して入学相談を受けるというケースを防ぐために、こういう形で実施しております。

次は、健康診断の簡素化ということで、これにつきましては15ページの一番下、入学相談の方法等という項目で、健康診断は、視覚障害、聴覚障害及び病弱特別支援学校のみということにしております。これは、知的障害及び肢体不自由特別支援学校について、保護者、生徒の負担軽減を図るために、入学相談日当日の健康診断に代えまして、出願日に提出する愛の手帳であるとか医師の診断書によって確認するという形に改めたものです。

次に、定員を定めた先ほどの都立永福学園養護学校等応募倍率の高い学校において、入学許可の発表後に欠員が生じないような形にしております。20ページを御覧ください。7、入学手続、(3) 入学確約書の提出という項目で、「入学確約書提出後は、都立特別支援学校の高等部、都立高等学校、都立中等教育学校後期課程又は都立高等専門学校に出願することができない。」と定めまして、高等部職業学科や職業コースに入学が決まった後に気が変わってほかに出願するということがないように、はっきりと規定したということでございます。

以上が今回の大きな変更点でございます。その他に関しては大きな変更点はありません。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、

報告として承ったことにさせていただきます。

### (3) 進学指導特別推進校の指定について

【委員長】 報告事項(3) 進学指導特別推進校の指定について、説明を学校経営指導・都立高校改革推進担当参事、よろしく願いいたします。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 進学指導特別推進校の指定について御報告いたします。

指定の経緯でございますが、本年4月に教育委員会で報告いたしました新しいタイプの高校における成果検証検討委員会の報告の中で、進学指導研究協議会参加校のうちから、進学指導重点校と同等の進学実績を目指せる学校を新たに進学指導レベルアップ校(仮称)として数校選定し、難関大学等への進学実績の向上を目指すことが適当であるとの提言を受けております。このため、進学指導レベルアップ校を「進学指導特別推進校」という名称で指定いたしまして、安定的な進学実績の確保に取り組むこととしたいと考えております。

なお、進学指導研究協議会の参加校のうち、進学指導重点校、進学指導特別推進校及び中高一貫教育校以外の学校につきましては、「進学指導推進校」と位置付け、進学実績の向上を目指す取組を強化したいと考えております。

指定する学校でございますが、各校の大学への合格実績、進学指導に対する取組状況等を総合的に判断いたしまして、都立小山台高等学校、都立駒場高等学校、都立新宿高等学校、都立町田高等学校、都立国分寺高等学校の5校を指定したいと思います。

指定期間でございますが、本日6月14日から6年間でございます。

支援策ですが、進学指導を重視した教育課程の編成、公募制による指導力のある教員の配置、進学対策のための教科研修、取組状況と成果の都民へのPR、その他必要な措置ということでございます。また、進学指導特別推進校における成果については他校にも提供して、全体的なレベルアップを図っていきたいと考えています。

資料の2枚目に、今までの進学指導重点校と進学指導特別推進校、進学指導推進校、中高一貫教育校とそれぞれ区分に分け、違いを示しております。大きな違いとしては

(2) の公募制による指導力のある教員の配置で、今後、進学指導特別推進校につきましては公募制の実施に向け内容を検討してまいりたいと思っております。

学校名は下の方に挙げてございます。その他、進学指導の充実に必要な措置として、研究・協議につきましては年間7回程度、共通のものと個別のグループごとの研究・協議を行う予定になっております。

資料の3枚目を御覧いただきたいと思えます。これは進学指導特別推進校として指定する都立国分寺高等学校から都立新宿高等学校までの合格実績について、平成17年から平成19年の平均を挙げてございます。国公立大学で100名以上、私立3大学につきましても100名以上の実績があり、下に示した進学指導重点校7校の合格者数にはまだ至りませんが、もう少し頑張っていたいただければ、進学指導重点校と同様の実績が見込めることから、各校に一層取り組んでいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

**【委員】** 進学指導特別推進校の決定については非常に御苦労さまです。ここ3回連続、学校経営指導・都立高校改革推進担当参事から学校経営支援のことについてお話が出ましたので、一つのお願いと二つの質問をさせていただきます。都立新宿高校がどういう過程を経てここの中に入ったかということ質問しても仕方ありませんので、進学のこととは違うのですが、質問をさせていただきます。一つのお願いと二つの質問です。これは都議会で出てくると思いますので、あらかじめ教育委員会で教育委員が質問するものでございます。

まず一つは、校長を助けるために学校経営支援センターをつくったはずであって、このことは間違いなことですね。

**【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】** はい。

**【委員】** まず、学校訪問をするときに公用車を使っている人がいるという情報が幾つか入ってまいりました。次の教育委員会までに、公用車の使用状況の調査結果を出していただきたいのです。全部調べるということは大変なことです、期間と場所だけ申し上げます。西部学校経営支援センターで今年の4月1日以降、公用車を職

員がどのように使ったかということの調査報告を出していただきたい。あまり手広くしてもいけませんので、これをやっていただきたい。よろしく願いいたします。西部学校経営支援センターですと遠くへ行くことがありますから、遠くへ行くときの公用車使用というのは当然でしょうが、駅の近くにある学校についてどうなっているかということがありますので、よろしく願いいたします。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 現在、公用車は、西部学校経営支援センターの本所と支所、それから、東部学校経営支援センターの支所にございます。西部地域につきましては非常に交通の便が悪いということで公用車を配置しておりますが、基本的にはあまり公用車は使わないで学校に行っております。

【委員】 調査結果が、こちらの結果と符合しているかどうかということを私は確認したいものですから、次の教育委員会までによろしく願いいたします。

それから、2点あるのですが、現学務部長が学校経営指導・都立高校改革推進担当部長のとき、職員会議の採決の調査をしたと思うのですが、採決をしているという報告があった学校は何校あったかを教えてもらいたいのです。今、分かりますか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 今は、データを持っておりません。

【委員】 大体の数は分かりますか。突然の質問で申し訳ありません。

【学務部長】 当初ということによろしいのでしょうか。

【委員】 大体が分かれば結構です。

【学務部長】 昨年1年かけて指導することによって数が減ってきておりまして、最後の方はほとんどなくなっております。最初のころですと、今、はっきり覚えておりませんが、はっきりと採決を行っていたという報告を受けたのは10校程度であったと記憶しております。

【委員】 ありがとうございます。私の方ではそれは20校ではないかと思うのですが、それはまた後で数字をきちんと確認しておいていただきたいと思います。

もう一つ、最後に質問いたします。大したことはないのですが、勤務時間中に組合活動をするには校長の許可が要ると思うのですが、それは間違いありませんか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 はい。

【委員】 それでは、校長の許可する印がなくて組合活動をしている、いわゆる

「ながら」をやっている学校がもしあったとすれば、それは大変なことだと思うのですが、そういうことについてお聞きします。

つまり、先ほど、職員会議の採決については10数校あったが、改善されてほとんど今はなくなった。これは、前回と前々回の教育委員会で学校経営支援センターがどれだけ精力的に一生懸命やってくれたかということが良く分かりました。しかし、ここで勤務時間中に組合活動をしているという学校がもしあれば、これは非常に大きな問題です。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 職務専念義務免除ということになります。その場合、事前の決定が必要で、これは校長の決裁ということになると思います。

【委員】 学校長の印がなければ、勤務時間内の組合活動はしてはいけないことになっていると思うのです。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 はい、事前の決定ということでございます。

【委員】 私がこれを問題にしましたのは、法務監察課の調査によって、印がなくて活動しているという結果が出ているということは極めて由々しき事態であって、このことを学務部が把握して、それを人事部に連絡する。あるいは幹部職員が何らかの説明をするなり、教育委員会の内部からこの問題が出て、教育委員がこの問題を真剣に考えてどうするべきかという対応策まで練ったということであればともかく、法務監察課からの報告をもって、都議会で質疑応答されたものが教育委員会に回ってくるということになりますと、教育委員全員のメンツが立たないというか、教育委員がお飾りだということが露呈してしまいますので、それだけはどうか御勘弁願いたい。学務部長から採決をしている学校がどのくらいあるのかということとともに報告していただきたいと思います。

【人事部長】 発言してもよろしいですか。

【委員】 人事部長が答えてらいけません。学務部長に聞いているところです。

【人事部長】 勤務時間中の組合活動についての規則と取扱いについては人事部で所管しております。

私ども、そういった情報があれば、その都度きちんと調べて対応し、是正をし、場合によっては賃金カット、あるいは処分等を行わなければいけないと思っております。今の時点では、そういったことがどこかで行われているということは、私は報告は受けていないのですが、そういったことがあるのかどうか、大至急調べたいと思います。

**【委員】** それから、校長先生そのものが公印を自分の手元に置いておくことができないという学校もあるかもしれませんので、もしそういうことがあったら、それは大変なことです。それも教育委員会事務局が調査して、教育委員にまず知らせて、教育委員会でどのように対応するかということを目に、それがマスコミに書かれたり、あるいは議会から出てきたり、法務監察課の方から連絡があったりということではいけません。学校経営支援センターというものがもし機能しているのであれば、いち早く情報をつかんでいなければならないはずですので、その点、手抜かりのないようによろしく願いいたします。

**【委員長】** 重大な問題でありますので、きちんと調査をして報告をしてください。よろしく願います。

一つ質問があります。今の2ページの進学指導重点校の支援策の(5)の人的支援のところ、学力検査問題の自校作成に伴う作成時間を確保するということが書かれておりますが、具体的にはどういうことですか。

**【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】** 講師時数を措置するということがございます。

**【委員長】** 講師をお願いするということですね。人的サポートというのはそういう意味ですね。

**【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】** はい。

**【委員長】** どういう方をお願いするのですか。

**【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】** 教科の講師です。自校作成には時間がかかりますので、教員の18時間の持ち時間数を軽減するということがございます。講師につきましても、進学指導できるような講師を各校で探していただきまして、それぞれの教科に充てていただきます。

**【委員長】** どういう人ですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 非常勤講師でございます。

【委員長】 非常勤講師というだけでは、具体的にどういう人か、イメージがわからないのですが、要するに、例えばどこかの大学の助手とか、そういう人ですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 大学の助手ではありません。

【委員長】 では、どういう方ですか。大学入試センターのようなところは、問題作成を自分のところでできませんから、各大学から何人か委員を出していただいて、その方たちで問題を作っています。大学にはそのような専門家がいるのですが、高等学校の非常勤講師が、そういった専門家かどうか、そのところが良く分からないのですが。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 個別の経歴は調べていませんが、非常勤講師ですので、今お話のあったような方も可能だとは思いますが、あとは、在職中、教科の指導にすぐれた嘱託員など、そういう方も講師の代わりに指導に当たっております。

【委員長】 それは、教職の免許は持っているが、実際に教員でない人ということですね。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 そうです。

【委員長】 分かりました。

ほかによろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件について、委員から種々御指摘がありましたので、くれぐれも気を付けて調査をお願いいたします。では、この件につきましては報告として承ったということにさせていただきます。

#### (4) 平成20年度東京都公立学校教員採用候補者選考の応募状況について

【委員長】 次は、報告事項(4)平成20年度東京都公立学校教員採用候補者選考の応募状況について、人事部長、よろしくお願ひいたします。

【人事部長】 それでは、資料に基づきまして、教員採用候補者選考の応募状況について御報告いたします。

教員採用選考に関しましては、採用予定数が年々増加する状況の中で、民間企業の採用増、あるいは他県の教員採用選考についても採用増の状況の中で、非常に厳しい状況でございましたが、平成20年度に向けての応募状況がまとまりました。

2を御覧いただきたいと思います。全体の状況でございますが、応募者数の総数は1万5,084名で、昨年度比1,295名、9.4パーセント増えております。

この要因といたしましては、社会人選考の拡大や教職経験者選考の特例の拡大などの制度の改正に伴うものが一つ。もう一つは、採用説明会、あるいはメールマガジン等によるPR活動を強化いたしまして、応募者の掘り起こしが一定数できたのではないかと考えております。

応募倍率につきましては、採用見込み数が増えておりますので、昨年度並みでございます。この間、かなり下がってきておりましたが、下げ止まったと見ております。

参考の過去5年間の応募者数、倍率を御覧いただきますと、応募倍率につきましては、平成16年度は12.5倍だったわけですが、昨年度6.7倍、平成20年度も6.7倍ということでございます。

校種別の状況についてですが、小学校は昨年度より408名の増で、応募倍率は昨年度並み、中高につきましては475名の増、応募倍率は微増、特別支援学校については234名の増で、倍率としては微増ということでございます。校種別の詳細については次の別紙にまとめてございますので、御参照いただきたいと思っております。

今後の日程は3に記載のとおりでございます。最終合格発表日が10月26日を予定しております。

説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。よろしゅうございますか。

こここのところ数年、高等教育への進学率は48パーセントぐらいに止まっていたのですが、平成17年度が49.9パーセント、平成18年度が51.6パーセント、平成19年度は実に52.3パーセントと増えてきています。今の数字は実際に進学した人の数ですが、志願者も増えているということで、高等教育の世界に変化が起き始めたようです。工学部への志願倍率がこのところずっと下がっていたのですが、これもまた上がり始めま

した。何か若者の対応に変化が出てきたようです。その辺の影響がここにも出ていないのでしょうか。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございました。ただ今の件は報告として承ったということにさせていただきます。

#### (5) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【委員長】 報告事項(5)第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 それでは、報告資料(5)第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について、報告をさせていただきます。

今年の3月8日開催の教育委員会におきまして、教科用図書選定審議会に対する3点の諮問事項について決定をしていただいたところでございます。1点目が教科書の採択方針、2点目が教科書調査研究資料について、3点目が教科書の採択案についてでございます。4月26日の教育委員会で教科書の採択方針について御報告をさせていただいて、本日は2点目の教科書調査研究資料について答申が出ましたので、報告をさせていただきます。

答申文は、報告資料(5)の記書きにございますので、読ませてくださいと思います。

諮問のあった別冊の教科書調査研究資料は、平成20年度使用特別支援教育教科書の調査研究資料として適切であると認められるので、これに基づいて東京都教育委員会は、教科書の適正な採択を行うとともに、他の採択権者に対しても、これが十分に活用されるよう指導、助言又は援助を行うこと。

このような答申をいただいたところでございます。

ここに別冊と示しておりますのが、委員の方の机上にございます冊子でございます。表紙に「学校教育法第107条の規定による教科書(一般図書)」と記載してございますが、これは学校教育法第107条に、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級において、文部科学省の検定済教科書又は著作教科書以外の教科書を使用できることが規

定されておりまして、この規定に基づきまして、一般に市販されている図書の中から教科書としてふさわしいものを調査研究し、授業で活用するというものでございます。

この調査研究に当たりましては、第1回東京都教科用図書選定審議会の答申で示されました内容に基づきまして、二つの方針を基本として行いました。1点目は、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえまして、より専門的な調査研究を行うこと。2点目は、児童・生徒の実情を十分に配慮することでございます。

調査研究資料の3ページ目をお開きいただきたいと思いますが、中ほどに、3、調査内容ということで、今回の調査の内容を示しております。

まず調査対象でございますが、昨年度の調査研究資料作成後に新たに発行された図書、学校から推薦のあった図書、市販本のうち特に有益な図書について調査研究を行ったものでございます。

調査項目につきましては、内容、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜について、調査を行ったところでございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと思いますが、中ほどに、A段階、B段階、C段階という形の枠組みがございますが、調査研究を行うに当たりましては、児童・生徒の発達段階に合った図書を選定することが非常に重要になってまいりますので、三つの発達段階についても調査研究を行っております。A段階というのは、話し言葉はないが、物事への興味や関心が出始め、簡単な物の弁別が可能な段階にあるもの。B段階とは、話し言葉を持ち、文字の読み書きに興味を持ち始め、物事の初歩的な概念が分かる段階にあるもの。C段階につきましては、簡単な読み書きは可能であるが、学年相応の検定済教科書や文部科学省著作教科書では学習が困難な段階にあるもの。このように段階別に調査研究を進めたものでございます。

7ページを御覧いただきますと、そこに生活の107条図書が示されております。生活1のところ、「けんちゃんとおそぼう①のってのって」とありますが、発達のところにAと入っております。これはA段階ということで、以下ずっと見ていただきますと、A、B、C、それぞれ発達段階が示されているものでございます。

次に、報告資料の2枚目に「107条図書調査研究結果と『調査研究資料』への掲載冊数」という資料をつけさせていただいております。今回調査したもの、昨年度調査

したものの状況を示させていただいたものでございます。

まず、18年度版ということで、昨年度546冊について調査を行いまして、この546冊は適切と判断されたものでございます。そのうち、現在供給不能になっているものが9冊ございます。今回、調査研究の対象になりましたものが60冊です。そのうち適切でないと判断されましたものが12冊で、適切と判断されたものが48冊ということで、昨年度と今年度調査したものを含めまして、調査研究資料の中には合計で585冊の教科書を収録させていただいているところでございます。

この中で、具体的に少し教科書の例を挙げてお話をさせていただきたいと思います。まず、適切と判断された教科書の中から1冊挙げさせていただきます。20ページをお開きいただきたいと思います。そこに、生活41ということで「バリアフリーえほん1 さわってごらん だれのかお？」という書名が示されておりますが、こちらにある本でございます。動物を、凹凸を使った形で線や点で示していますので、触りますと形が分かり、併せて点字がついておりますので、視覚障害の子供に適當であろうという判断をしたものでございます。

それから、調査研究資料の中には掲載しておりませんが、不適切と判断したものはどんなものがあつたのかということの一つの例です。これは「こんなときどうするの？」という本ですが、この中で傷の治療の場面が出ているのですが、赤チンキを使うというような表記がされているのです。御承知のように、水銀の含有等の問題で、今、赤チンキが使われておりません。その他幾つか治療の方法等で適當でないところがありますので、不適とさせていただいたものでございます。

一般図書を教科書として使用するに当たりまして、適切かどうか判断して、このような冊子にまとめさせていただきました。今後、都教育委員会といたしまして、この調査研究資料に基づきまして適切な採択を行い、他の採択権者に対しましても、指導、助言、援助をしていく資料として活用してまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。赤チンキというのは随分遅れていますね。

【教育長】 昔発行して改訂していないのです。

【委員長】 よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

(6) 東京都教育委員会と教職大学院を設置する大学との連携について

【委員長】 次は、報告事項(6) 東京都教育委員会と教職大学院を設置する大学との連携について、同じく指導部長、説明をよろしくお願いいたします。

【指導部長】 それでは、報告資料(6)を御覧いただきたいと思います。教職大学院を活用することにつきましては、昨年8月24日の教育委員会におきまして、平成18年3月に立ち上げた、東京都における教職大学院の課題等検討委員会の検討内容の報告をさせていただきました。上段の矢印で示したフローにつきましては、教職大学院設置、そして都教育委員会が教職大学院を活用する背景といたしますか、経緯について示させていただいたものでございます。

改めて、教職大学院の活用の目的について述べさせていただきますと、これからの学校づくりの有力な一員となり得るすぐれた新人教員の養成・確保と、確かな指導理論とより高度な実践力・対応力を有する現職教員の育成、この二つの目的で活用を図るものでございます。

新人教員の養成・確保につきましては、2年間の課程を経まして、特例選考により採用することを検討するとともに、併せて初任者研修の一部免除も今後検討していく方向でございます。

現職教員の育成につきましては、都の教育の中核を担うことが期待される教員、そして教育管理職候補者選考のA選考の合格者を派遣する予定でございます。

先ほど申し上げました新人教員の特例選考、あるいは初任者研修の一部免除ということも視野に置いていること、また、現職教員の派遣をすることから、大学院での講義の内容等もきちんと確認しておかなければならないということで、連携を希望する大学院に対しまして、都教育委員会が共通して行っていただきたいカリキュラムを既に昨年の段階から示させていただいているところでございます。

あわせて、学校における実習の内容として、新人教員が実践的な指導力を発揮でき

るよう、連携協力校での実習の内容を都教育委員会で提示させていただいているところでございます。

こうしたカリキュラムが適切に実施されているかどうかということも検討していくシステムを構築していく方向でございます。

現在、都教育委員会と連携を希望している大学が、中段右端にございます五つの大学でございます。この五つの大学が平成20年度から教職大学院を設置したいということで、しかも都教育委員会と連携をとりたいということで申し出てきているところでございまして、昨年から共通カリキュラム等の内容につきましては情報交換、調整等をしてきたところでございます。この6月に文部科学省に設置の申請を出すということで、その際に都教育委員会との連携の可否についても添えて提出をするということになっております。

五つの大学が都教育委員会と連携をすることができるかどうかということ審査するために、審査会を設置いたしました。区市町村の教育委員会の関係者、小・中学校の校長会の代表、庁内の委員で編成する審査会でございますが、その下に調査委員会を設けまして、各大学からカリキュラムやシラバスを提出していただいて、調査を行ったところでございます。

審査会での審査の観点は3点ございまして、1点目は共通科目、下段の領域のところに、「領域①教育課程の編成・実施に関する領域」から、「領域⑤学校教育と教員の在り方に関する領域」まで、この五つの領域が20単位あるわけですが、この3割に相当する内容を都教育委員会で提示をさせていただいた共通カリキュラムとして位置付けがされているかどうかということがまず1点目でございます。

2点目についてでございますが、各科目の到達目標が、いわゆる学部を出てすぐ大学院に進学したストレートマスター、現職教員のうち都の教育の中核を担うことが期待される教員、教育管理職A選考合格者、この三つの対象に対して明確に区別して到達目標が設定されているかどうかということ。

それから、ストレートマスターの実習について、都の方で示させていただいた内容をすべて含んでいるかどうかということ。この三つの観点で審査をさせていただいたところでございます。

例えば、下段の表を見ていただきますと、「領域①教育課程の編成・実施に関する領域」の部分では、内容としては学習指導要領の理解、各教科等の指導計画の作成・改善、教育課程の編成という三つを含めるように求めているものでございます。ここに示した5大学とも、例えば聖徳大学では、教育課程基礎演習、学習指導事例研究というように、それぞれそこに書かれた名称で適切にカリキュラムとして位置付けられており、それぞれ三つの対象について到達目標を明確に区別してお示しをいただいているところでございます。審査の結果、この五つの大学と東京都の連携が可能だという判断をさせていただいたところでございます。

今後のスケジュールでございますが、平成20年度から実施という方向性でございますので、特にこうしたカリキュラムが当初計画したとおり適切に実施されているかどうかということの評価していくシステムを、大学とも連携しながら構築していく必要があるかと思えます。それから、現職教員の選考・派遣という業務も今後進めていくこととなります。それから、実習にかかわる部分ですが、連携協力校の確保・提供という作業。そして、大学院の認可とのかかわりを申し上げますと、申請を受けて11月には文部科学省の認可の可否が出るということでございますので、5大学とも認可がおりれば、認可が出た段階で協定を結ばせていただくという方向で進めてまいります。

説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。

**【委員】** 質問なのですが、首都大学東京には教職大学院はないのですか。

**【指導部長】** ございません。

**【委員長】** ないというか、これから設置の申請はしないということです。教育学部はありませんから。

**【委員】** もう一つは、恐らく五つの大学は全部都内にある大学です。筑波大学は、歴史的には元々教職員を育成する学校だったわけです。場所をつくばへ移ってしまいましたが、1都3県でまとまろうというような時代に、東京都と連携というのは不可能なのですか。何か不都合はあるのですか。

**【指導部長】** ストレートマスターの部分で言いますと、特例選考を経て採用する

者につきましては当然、東京都の連携協力校で実習をしていただきたいということがあります。それから、現職教員につきましても、ずっと大学院に行ったままではなく、ほかの研修等も当然入ってまいりますので、あまり遠方のところでは難しいという状況でございます。ただ、連携の可能性については今後も研究は必要かと思えます。

**【委員長】** よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——非常に意欲的なプログラムで、うまくいくと良いと思えます。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。ありがとうございました。

#### (7) 平成18年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について

**【委員長】** では、引き続きまして報告事項(7)平成18年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について、同じく指導部長、説明をよろしくお願いたします。

**【指導部長】** それでは、報告資料(7)平成18年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果について、報告をさせていただきます。お手元に黄色の冊子が配られているかと思いますが、こちらで結果について詳細に報告をさせていただいているところでございます。

まず、調査の内容でございますが、(1)を御覧いただきたいと思います。都内の公立小学校第5学年の児童全員対象で、8万7,137名が受検をしております。中学校につきましては、公立中学校第2学年の生徒全員が対象で、受検数は6万7,401名ということで、これだけの児童・生徒が受検しているところでございます。

調査の教科・内容ですが、(2)の右側を見ていただきたいと思います。学習に関する意識の調査、小学校の国語、算数、社会、理科の学力の定着状況、中学校では国語、数学、英語、社会、理科の学力の定着状況、この部分につきましては例年行っている調査でございます。平成18年度新たに、各教科等で身に付けました知識や技能、思考力や判断力等を相互に関連付け、日常生活や学校生活などにおきまして、総合的にそれを生かすことができるかどうか、その実現状況をみるための調査といたしまして、問題解決能力等の調査を小学校、中学校、両方で初めて実施したところござい

ます。

(3)の問題作成の基本方針でございますが、ア、イ、ウにつきましてはこれまでと同様でございますが、問題解決能力等の調査を実施するに際しまして、エの基本方針を付記させていただいたものでございます。

なお、調査は今年の1月16日に実施させていただいたものでございます。

資料2ページ目の調査結果の分析と考察の部分ですが、まず、「確かな学力」の定着を図るための調査結果の概要でございますが、国語から理科まで、小学校、中学校とも、ほぼ70パーセントの平均正答率を満たしているということで、おおむね総合的には良好だという判断ができます。

ただ、個々の観点別の学力定着状況では、それぞれの教科とも改善すべき課題が見られたところでございます。幾つか例をお示しさせていただきます。黄色の冊子の123ページを御覧いただきたいと思えます。③、「次の(1)と(2)の問いに答えましょう。」ということで、(1)ですが、主語と述語を問うているものでございます。左の枠囲いを読ませていただきますと、「きのう、ぼくは千葉県に住んでいるおばさんに手紙を出しました。」ということで、この中で主語がどれか、述語がどれかというものを問うた問題でございます。初めてこの内容を出題した問題でございますが、小学校3年生、4年生で学習している内容です。東京都の平均正答率が37.1パーセントということで、極めて低い状況になっております。日ごろの国語の授業の中で、主語や述語という文の構成にかかわる指導を継続して実施していく必要があるという例だと思えます。

あわせて、127ページを見ていただきたいのですが、①の「次の計算をしましょう」。(3)に $2 \div 0.8$ とあるのですが、これは平均正答率70.5パーセントということで、7割は超しているのですが、非常に基本的な問題ですから、もっと高い正答率が求められるものだと思います。平成17年度、 $2.1 \div 0.6$ という小数÷小数の問題を出題した場合は86.3パーセントの正答率があったものが、一方が整数、もう一方が小数の割り算を出題した場合には正答率が低下しているということです。両方とも小数の場合には、10倍して計算して答えを出すという操作になると思えますが、この問題の場合、 $2 \div 8$ をしてしまって0.25という誤答が大変多くございました。

続きまして、元の報告資料に戻っていただきまして、今回新しく実施いたしました「確かな学力」の伸長を図るための調査（問題解決能力等に関する調査）の結果概要でございます。これにつきましても、中学校の意思決定する力にかかわる部分が若干低いものの、おおむね良好であるにとらえております。一般的に、見通す力、適用・応用する力、意思決定する力、主にこの三つの力を問題解決能力と言っているところなのですが、これに合わせて表現する力、問題を発見する力を加えまして、問題解決能力等と言っているところでございます。

どんな問題か紹介させていただきます。143ページをお開きください。これは教科の問題ではございませんので、幾つかの教科が複合した問題なのですが、**[3]**の問題、自動車工場の見学についてということで、この問題は御理解いただくのにかなり読み込まないと難しい部分もございますので、概要だけお話しさせていただきます。

この問題は、自動車工場の見学を計画する場面を題材にしまして、決められた時刻に戻ってくるには何時の電車に乗れば良いかということを考えさせる問題でございます。これは44.2パーセントという正答率でございました。この問題が解けるためには、まず算数で学習する時間の計算ができるということが一つ。それから、144ページに時刻表の一部が掲載されているのですが、時刻表を読み取る力。さらに、例えば急行が停車しないという情報を判断する力。そして、問題の意味を理解して筋道を立てて考える力などが必要になってくるわけです。問題としては難しい部分もあるのですが、こういった問題解決をする、いわゆる一つの教科の中に閉じこもった問題以外の問題を解く力に課題が出たのだと思います。

続きまして、また報告資料に戻っていただきまして、(3)の学習に関する意識調査の結果概要でございますが、アとイの部分、授業が楽しい、良く分かるという部分については、小学校80パーセント、中学校60パーセント、これは前年度とほぼ同様でございます。それから、授業の内容が分かる要因について回答した割合が高い項目も、前年度とほぼ同様だと言えるかと思えます。

ウのところを説明させていただきますが、日常の生活面や行動面等についてということで、読書量、毎日少なくとも30分以上読書をするという子供が、小学校で35.9パーセントです。小学校は平成16年度から実施してきているのですが、大変わずかでは

ありますが、少しずつポイントが上がってまいりまして、平成16年度から比べると1.7パーセント増加をしてきているところでございます。中学校は数的には26.4パーセントと大変低いわけですが、中学校は平成15年度からこの調査を実施しておりますが、同様に微増しております、平成15年度からは2.6パーセントの増加をしているところでございます。

それから、一番下の将来、「人のために役に立ちたい」「どちらかといえばそう思う」という回答をした子供の割合ですが、小学校では平成16年度から平成18年度までの間で2.1パーセント上昇しております。中学校では平成15年度から平成19年度の間で5.1パーセントの増加ということで、職場体験を実施しているところでございまして、この影響もあるのかなとは思っておりますが、そうした点をまた詰めて考えてみたいと思っております。

次のページを開いていただきまして、意識調査結果とペーパーテスト結果との関連でございまして、これは、学校に行く前に朝食を食べるかということで例年行っているところでございます。これもほぼ同様の結果でございまして、小学校で「必ず食べる」「食べない」、国語では73.4パーセント、61.3パーセントということで、ほぼどの教科も10パーセント以上の差が出ているところでございます。

興味深いところがイの集計でございまして、日常の生活面や行動面等と問題解決能力等に関する調査の平均正答率との関連ということで、今回新たに実施いたしました問題解決能力等の調査の結果と生活面での結果をクロス集計したものでございまして、これを見ますと、問題解決能力等に関する調査、小学校で「身の回りのことを自分でしようとしているか。」というのを見ますと、しない子供が小学校で57.1パーセントの平均正答率、している子供が73.3パーセントの平均正答率ということで、16.2パーセントの大きな差が出ているところでございます。さらに中学校でも同様で、「している」「しない」と問題解決能力等との関連で見ますと17.8パーセントの差が出ているところでございます。

もう一つ、右の方にございますのは、「将来、人のために役に立つ仕事がしたい」というものと問題解決能力等とのクロス集計でございまして、これも「そう思う」「そう思わない」との差で見ますと、小学校で12パーセント、中学校で8.1パーセン

トの差が出ているというところでもございました。

続きまして、授業改善の視点でございます。(1)、(2)、(3)の三つの視点を示させていただいておりますが、お手元の報告書の中には、各教科や問題解決の場面ごとに指導方法改善のポイントを詳細に示しております、これを各学校の授業改善に活用していただく方針でございます。

最後のページを御覧いただきたいと思います。都教育委員会の今後の対応です。

(1) 授業改善の視点の周知・啓発、その真ん中の部分に授業改善研究推進校として現在取り組んでいただいている12校の学校がございます。こちらの学校が東京都の授業改善を進める上での核になっていただく学校でございます、年に3回、この学校に近隣の学校からそれぞれ課題を持ち寄って集まっていただいて、授業改善研究協議会を実施する予定でございます。その他、授業改善アドバイザーをこれらの学校に年間10回程度派遣しまして、より授業改善の充実を図っているところもございます。特に学校への支援につきましては、都教育委員会からも要請に応じて、複数の教科の指導主事が同時に学校の指導・助言に当たる特別訪問を継続して実施していくとともに、授業改善実践事例集を指導資料として作成・配布をする予定でございます。

最後に、平成19年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施ということで、今年度の調査の方向性についてお話をさせていただきたいと思います。御承知のように、今回、文部科学省の学力調査も始まったところでもございまして、都教育委員会といたしましては積極的に文部科学省の調査も活用していきたいと考えているところもございます。そういった意味で、都教育委員会が進めております基礎・基本の調査、各教科の調査の部分は文部科学省の調査の活用という方向に持っていきまして、今回始めました問題解決能力等に関する調査、意識調査、それに加えて、今、報告をさせていただいたところですが、東京都全体としては小・中学校の児童・生徒の学力はおおむね良好ということでもございますが、例えば小学校から中学校、中学校から高校に進学した後、なお分数が十分にできない子供であるとか、国語の力が不足している子供がいるのは実情でございます。そういった意味で、基礎学力の定着が不十分な児童・生徒の状況について調査をいたしまして、その実態を把握して、こうした児童・生徒の学力の定着を今後進めていきたいと考えています。

そのために新しい調査として、調査内容の2番目ですが、「確かな学力」の定着を図るための調査「基礎的・基本的な事項に関する調査」というものを実施してまいります。小学校は国語と算数、中学校は国語と数学で進めていく予定でございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

**【委員】** 非常に一生懸命やっただいて、大したものですね。東京都教育委員会が一番の要は何といっても指導部ですので、指導部がこれだけのことをきちんとやっていくということを内外に、文部科学省とか他県とか、いろいろなところへ出していくということが非常に大事なことだろうと思います。本当に御苦労さまでした。

これは余計なことですが、123ページ、先ほど指導部長が説明された(1)「きのう、ぼくは」というところがあります。余計な話をさせていただくと、これは多分、「ぼくは」「出しました」というのが正解だろうと思うのです。学校はこれで100点なのです。ところが、「ぼくは」「手紙を」と書いた人がいたとします。これは恐らくバツだろうと思うのです。

しかし、将棋の場合は、みんなが集まって指導をするときに、正解は「ぼくは」「出しました」で100点ですが、「手紙を」と書いたのは、現時点では100点ではないが、「手紙を」と書いた君は将来大成するだろうという教え方をするのです。なぜかといいますと、この文章、もしこれが実際あったとすれば、親子とかおばさんとか、みんなで話をすると思うのです。半年たってどうなるかという、まず一番最初に「きのう」という日付を忘れると思うのです。「ぼくは」というのは、出した人は決まっています。そうすると、「出しました」というのは本人がポストか何かに入れたのだろうと思います。一番大事なことは何かといたら、おばさんが手紙をもらってうれしかったよということだと思うのです。そうすると、この中で一番大事なものは何かといたら手紙なのです。愛情がその中に入っているから。そうすると、君はこの文章で一番大事なものは手紙だということに着目した。だから君は強くなるのだよと教えるのです。

学校の教え方での100点ということと将棋の指導法はちょっと違うところがあって、

しかし、学校へこれを押し付けるという意味ではないのです。ただ、2番と6番を入れたような人が、何であなたは間違っただの、何でこうしたのというと、ある理由があって、僕はどうしても手紙が頭にこびりついて離れなかったのですというのがあると思うのです。それは応用とかそのようなところで、もし応用がないとすれば、この問題が出たときに、2と7をとった人が100点で、あとは零点だとしてしまうのでなくて、この場合は零点なのだが、理由があるのだと。それは応用とか、記憶に残るとか、感動するとかというときに非常に役に立つのだという教育方法があつていいのではないかと思います。

**【指導部長】** 今、委員が話されたのはすごく大事なことだと思うのですが、まさにこの問題が不正解だった子供に対しては、きちんとそういう意味で授業改善をする。子供ができるようにさせてあげるためには、何で間違えたのということを聴き取ってあげるとするのがすごく大事だと思うのです。それは委員のおっしゃるとおりだと思いますので、授業改善、それから、子供の指導をする際に生かせるようなお話をいただいたと思います。

**【委員】** 特にお年寄りの方に文章教室をやると、主語と述語の間にいろいろなことを全部突っ込むのです。戦争体験などを書かせると、読んでいるうちに、だれが一体どこの戦地でどうなったのかということが全然分からなくなってしまいます。みんな突っ込んでしまうのです。ところが、あるときに気が付いたのですが、主語と述語というのは、英会話が突然耳に慣れるみたいに、ぱっと分かるときがあるのです。間の余分なものがみんな消えて、「ぼくは」「出しました」だというのが分かって、「何を」というのが目的語なのだというのがあるときに突然分かるというのが一つ。

もう一つは、英語の勉強が中学校になって始まると、5W1Hとか、目的語がどれでというのが出てくるので、きっと分かるようになるのかなとも思います。今、委員がおっしゃったようなことを言われると、子供としてはとても救いになります。そう思いました。

もう一つ、これは質問なのですが、将来、人のために役に立つ仕事がしたいというところで、今、指導部長からは職場体験などがあって、その成果が出たのではないかとということがありました。それはもちろん一つの要素としてはあると思うのですが、

もう少しメンタルな意味で出てきているのではないかという気がするのです。今まですきむところまですきみましたから、それが少し上向いてきているのかなという気もするのですが、職場体験だとかという事象的なことではなく、何か考えられることはありますか。

**【指導部長】** 学校の中の生活だけではなくて、外の人たちとかかわって、自分の体験を通してものを感じる場面が増えたという意味で、職場体験は一つの原因になっていると私は思っているのです。ただ、詳しく調査したわけではないので分かりませんが、私はそうした点がとても大きいと思っています。もちろん、学校の中でも道徳の教育であるとか、キャリア教育の視点に立った進路指導だとか、そういった場面での指導はしておりますが、一番大事なものは体験ではないかと思います。

**【委員】** 人のために役に立ちたいというのは、すきみ切った時期には冷笑することでしたね。馬鹿みたい、格好悪いとか、おまえ、そういうことよく考えるなどかという感覚があったわけですが、それが若干熱くなってきているわけですね。ということは、今おっしゃったように、いろいろな人と会ったり、地道に細かい仕事を黙々とやっている人たちを見たりという、ある種、実体験みたいなことが影響していると考えられるということですね。分かりました。

**【委員】** 資料2 ページの表の「確かな学力」の中で、2番目の場合もありますが、総体的に言うと理科が一番低いのです。私は昨日東大のロボットの研究をしている先生の話聞いたのですが、理科の教科書が二百何冊ある。ところが、一番の問題は学校で実験をさせないと。事故が起こるのが怖いということで実験をさせない。

先日、都立高校で部活動中に弓道の矢が生徒に当たったという事故がありました。どういう処置をされたのか、一応報告は聞きました。もし、そこにはいけないところへ矢が飛んで行って怪我をしたとすれば、そこへ立っていることにも問題があるわけです。けれども、今の風潮では、学校だけがけしからんと言われかねないのです。

今の理科の実験もそうですが、理科などというのは実験をしておもしろみが分かる。教科書をいくら増やしても興味を持たない。実社会に出るとか、理科で言えば実験をしたら、そういったことで興味を持つということですから、リスクをどこまで考え

るかは別ですが、事故が起こったら怖いということで実験をやらないというような教育で本当にいいのかどうか、指導部で一度検討してもらいたいと思います。

【委員長】 いや、実験は非常に増えているのです。その証拠に、いつも申し上げる教育課程実施調査において平成6年、7年、それから13年、15年で理科はほとんど変わっていないのです。他はがたと落ちたのですが、理科はほとんど変わっていないのです。

【委員】 そうですか。

【委員長】 たぶん現場をあまり御存じない発言で、もちろん本当はもっと増やさなければいけないのですが、一時に比べたら実験は飛躍的に増えています。

【指導部長】 今、正に委員が言われたように、理科で実験を充実していくというのが大きな課題になっていますから、どこの学校でも取り組むようにしていきたいと思います。

【委員長】 私、ずっと理科教育とか数学教育に関係しているのですが、私の目から見ても少ないと思います。しかし、一時に比べたら飛躍的に増えていますね。やっとそういう雰囲気になってきて、今、先生方も一生懸命取り組まれていますから、かなり状況が変わってきています。

【委員】 一番問題なのは、何かやると学校が悪いというような風潮で、それを少しずつ是正していかなければいけないと思うのです。何でも親御さんが学校へ出てきて、どうしてくれるのだというようなムードは、やはり少しずつ変えていかなければいけないと思います。

【委員長】 今、委員は保護者のことを御指摘されましたが、英国などと比べると、私は、我が国の最大の問題は司法の在り方だと思っています。先ほどの部活動中の事故についても、恐らくああいう事件が起きたら必ず警察が入ってきます。実際には生徒が立入禁止のところにいるのですが、先生が裁判で訴えられた場合、我が国では完全には無罪とはならないのではないのでしょうか。どうしても大きな方が責任を問われることになりますね。

【委員】 それは分かりますね。

【委員長】 アメリカなどでも、例えば大きな個人の農場があつて、そこを横切れ

ば近道ができるような場合、通り抜けてもよいが、自分の責任でやれと書いてあります。そこで事故が起きた場合にはその人の責任になります。ところが、日本では持ち主の責任になってしまいます。

【委員】 これも変えなければいけない。

【委員長】 そこが一番大きいところです。

委員が言われたように、ただ今の報告には努力の結果が表れていると思います。こういうことをずっと続けていっていただきたいと思います。御苦労さまでした。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

#### (8) 主幹の配置状況について(資料訂正)

【委員長】 それでは、最後の報告事項(8)主幹の配置状況について、これは資料訂正ですが、人事企画担当部長、説明をよろしくお願いいたします。

【人事企画担当部長】 主幹の配置状況について、資料の訂正でございます。これは前回、5月24日の定例会で報告をいたしました「主幹の任用、配置等の見直しについて」の中で、主幹の配置数の実績の数値に誤りがありましたので、訂正をさせていただくというものでございます。

参考に前回の資料を添付してございますが、左上の1の配置状況の配置数実績の表でございます。学校に配置する主幹の計画数と配置の実績をまとめたものでございますが、実績の中に、教育委員会事務局に配置しております指導主事などの主幹級職員の人数がまじっておりました。今回、その数を除外して、純粹に学校に配置している主幹の数に改めるというものでございます。

その結果、実績の合計が3,861人、これに伴いまして、充足率が63.3パーセントとなり、主幹の配置計画がより遅れているということになります。

前回報告しました主幹の配置、あるいは任用の改善に向けた具体的方策に変更はございませんが、足元の実績把握に誤りがあったということで、事務局としてお詫びをしたいと思っております。申し訳ございませんでした。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては報告として承ったということにさせていただきます。

## 参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

6月28日(木) 午前10時00分 フロラシオン青山

7月12日(木) 午前10時00分 教育委員会室

(2) 教育委員懇談(集中討議)

6月28日(木) 午後 フロラシオン青山

(3) 全国都道府県教育委員会連合会

委員長・教育長協議会理事会

6月26日(火) 午後 フロラシオン青山

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程について、御紹介をお願いいたします。

【政策担当課長】 次回の定例の教育委員会でございますが、6月28日木曜日、午前10時から、ホテルフロラシオン青山で予定をしております。なお、この日は教育委員懇談(集中討議)も予定しております。次々回でございますが、7月12日、午前10時から教育委員会室にて開催を予定しております。

また、全国都道府県教育委員会連合会でございますが、6月26日火曜日、午後でございますが、フロラシオン青山で、委員長・教育長協議会理事会ということで、委員長、教育長出席で行う予定でございます。以上でございます。

【委員長】 日程についてよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——

それでは、ほかに何かございませんでしょうか。——〈異議なし〉——

それでは、以上で本日の教育委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

(午前11時32分)